

第 2 章 生活保護

1. 被保護世帯・被保護者の動向

(1) 生活保護の動向

本市の生活保護は昭和57年度の保護率20.03‰（パーミル）をピークに年々減少傾向にあり、平成3年度に過去最低の保護率6.9‰となりましたが、同年のバブル崩壊により上昇。その後の約30年間で全国的には景気の上昇下降の動きがあるなか、沖縄県の失業率については平成20年代に減少傾向となり、令和元年度に過去最低の2.7‰となりました。

その後、宜野湾市の保護率はほぼ一貫して上昇傾向にありましたが、令和元年度以降は漸減に転じ、約25‰から26‰の間で推移しております。

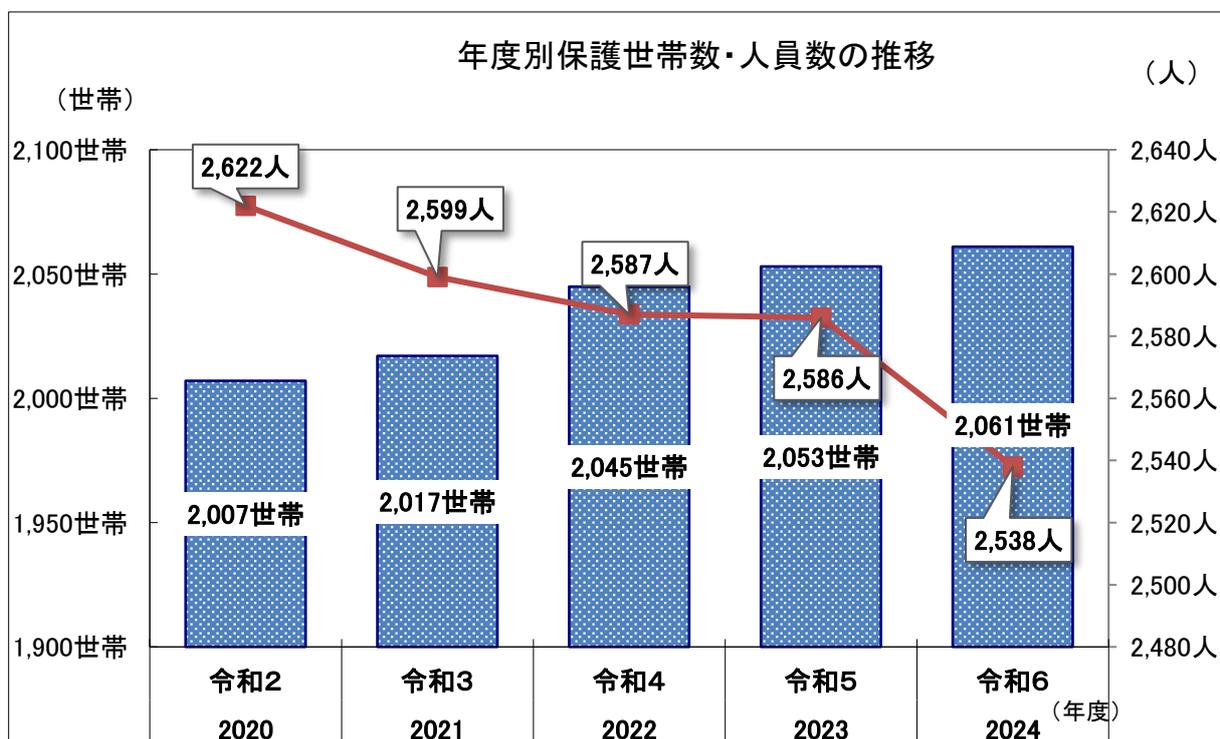
また、世帯数は増加する一方で人員数が減少傾向にあり、単身世帯の締める割合が増加しています。

表1 被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (各年度末 単位：人・世帯)

	管内人口		被保護世帯数		被保護者数		保護率 (‰)
	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	
令和2年度	100,042	101.1	2,007	103.0	2,622	103.2	26.21
令和3年度	99,902	100.5	2,017	99.8	2,599	98.0	26.02
令和4年度	99,757	99.9	2,045	100.5	2,587	99.1	25.93
令和5年度	100,009	100.3	2,053	100.4	2,586	100.0	25.86
令和6年度	100,032	100.0	2,061	100.4	2,538	98.1	25.37

*保護率とは「被保護人員/管内人口×1,000」で単位はパーミル（‰）という。

*令和元年度から停止世帯及び停止人員も含めて計上しています。



(2) 世帯類型別被保護世帯数

令和6年度の被保護世帯を世帯類型別で見ると、高齢者世帯1,154世帯（56.0%）、母子世帯73世帯（3.5%）、障害者世帯335世帯（16.3%）、傷病者世帯299世帯（14.5%）、その他世帯200世帯（9.7%）となっています。

「高齢者世帯」は、平成24年度以降一貫して増加傾向にあり、平成30年度に50%を超えております。

表2 被保護世帯の世帯類型別数 (各年度末 単位：世帯)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者世帯	世帯数	1,061	1,068	1,095	1,129	1,154
	割合 (%)	53.1	53.5	54.3	55.0	56.0
母子世帯	世帯数	110	108	91	82	73
	割合 (%)	5.5	5.4	4.5	4.0	3.5
障害者世帯	世帯数	375	364	367	348	335
	割合 (%)	18.8	18.2	18.2	17.0	16.3
傷病者世帯	世帯数	249	274	270	282	299
	割合 (%)	12.5	13.7	13.4	13.7	14.5
その他世帯	世帯数	203	203	222	212	200
	割合 (%)	10.2	10.2	11.0	10.3	9.7
総数		1,999	1,998	2,017	2,053	2,061

※停止世帯は除く（令和3年度以降、停止世帯含む）

世帯類型別で単身世帯と2人以上世帯を比較してみると、84.6%を単身者世帯が占めています。そのうちの約61.3%を単身高齢者世帯が占め、増加傾向にあります。

表3 被保護世帯の単身世帯、2人以上世帯別の推移 (各年度末 単位：世帯)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単身者世帯	高齢者世帯数	987	992	1,025	1,062	1,070
	障害者世帯数	325	319	321	304	301
	傷病者世帯数	231	252	250	265	282
	その他世帯数	88	93	101	88	92
	小計	1,609	1,631	1,656	1,719	1,745
二人以上世帯	高齢者世帯数	74	76	70	67	84
	母子世帯数	110	108	91	82	73
	障害者世帯数	50	45	46	44	34
	傷病者世帯数	18	22	20	17	17
	その他世帯数	115	110	121	124	108
	小計	367	361	348	334	316
合計		1,999	1,998	2,017	2,053	2,061

※停止世帯は除く（令和3年度以降、停止世帯含む）

2. 保護の相談・申請・開始・廃止の動向

(1) 生活保護の相談・申請

令和6年度は672件の相談があり、申請受理340件、保護開始が289件となっています。

表4 保護申請等の推移 相談件数、申請受理件数は、延べ数ではなく世帯主の実人数です)

	面接相談件数	申請受理件数	却下件数	取下げ件数	保護の開始		保護の廃止		保護率 (%)	面接相談件数 前年度比
					世帯数	人員	世帯数	人員		
令和2年度	572	327	39	45	250	315	249	301	26.21	102.25%
令和3年度	634	311	31	35	238	294	240	287	26.02	110.84%
令和4年度	684	342	33	17	282	352	245	294	25.93	107.89%
令和5年度	677	347	36	29	299	382	304	374	25.86	98.98%
令和6年度	672	340	36	27	289	349	272	338	25.37	99.26%

相談内容について、世帯類型別にみると「高齢者世帯」が261件、「傷病者世帯」（世帯主が病気や怪我により働けないなど）129件、「その他世帯」が183件となっています。

「その他世帯」は、令和元年度と比較すると約3倍の増となっており、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰等に伴う経済状況の悪化が大きく影響していることが考えられます。

また、働いているが収入が少ない、病気や怪我のため収入が途絶えたなど、傷病のために働くことができないという相談がある一方で、高齢化の進行もあり高齢者世帯の相談も増加傾向にあります。

相談内容によって、他法他施策（生活保護法以外の制度や施策）の活用や相談者の資力・能力を活用することで最低生活が維持できる場合には、申請に至らない場合や申請しても却下や取り下げになる場合もあります。

表5 面接相談の推移 (各年度末 単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
高齢者世帯	209	223	226	243	261	107.41%
母子世帯	31	23	31	24	36	150.00%
障害者世帯	51	67	75	43	63	146.51%
傷病者世帯	113	140	113	117	129	110.26%
その他世帯	168	181	239	250	183	73.20%
合計	572	634	684	677	672	99.26%

(2) 保護申請取下げ状況及び保護申請却下状況

表6-1 申請取下げの主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
他法活用	6	6	4	7	6
資産・貯金の活用	13	9	5	6	7
稼働能力の活用	3	3	3	4	5
扶養義務者の援助	10	11	0	5	4
生命保険等の活用	3	0	1	0	0
その他	10	6	4	7	5
合計	45	35	17	29	27

その他：車両保有希望、資産活用拒否など

表6-2 申請却下の主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
他法活用	6	6	3	4	6
資産・貯金の活用	9	6	17	11	9
稼働能力の活用	0	1	0	14	15
扶養義務者の援助	0	0	0	1	1
生命保険等の活用	0	0	5	2	2
その他	24	18	8	4	3
合計	39	31	33	36	36

その他：収入が最低生活費を上回る、調査拒否、居住実態無しなど

(3) 生活保護の開始

生活保護の開始理由についてみますと、令和2年度以降は一貫して傷病が最多であり、その他、貯金等の減少がこれに続いております。加齢に伴う傷病とこれに伴う稼働能力の喪失、貯金の減少といった、高齢化に伴う課題が保護の場面でも顕在化しています。

なお、R6年の法改正により、生活保護の居住地特例の対象施設が拡大されました。令和7年度からは、一定の施設は入所前の住所地の生活保護実施機関が引き続き保護を行うこととなりますので、その動向に注視していく必要があります。

表7 保護開始の理由別状況

(各年度末 単位：世帯・人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
傷病によるもの	世帯主	97	123	59	68	87	105	100	129	82	101	
	世帯員	0	0	5	7	0	0	5	12	3	4	
傷病によらないもの	働いていた者の死別	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	
	働いていた者の離別	14	23	10	20	13	24	9	13	7	8	
	働きによる収入の減少・喪失	定年・失業	1	1	0	0	4	4	4	5	9	9
		老齢による	19	21	16	20	11	12	12	14	11	14
		事業不振・倒産	2	3	3	3	3	3	4	6	0	0
		その他	11	15	9	11	8	13	2	5	9	11
	要介護状態	10	10	13	13	9	9	17	17	16	19	
	社会保険給付金減少・喪失	1	1	2	2	3	5	1	2	2	2	
	仕送りの減少・喪失	13	17	13	16	20	24	20	22	22	26	
	貯金等の減少・喪失	30	39	36	42	47	53	54	65	50	61	
その他	25	30	33	51	35	48	33	44	58	70		
転入		27	32	39	41	42	52	37	46	19	23	
交通事故(再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		250	315	238	294	282	352	299	382	289	349	

(4) 生活保護の廃止

生活保護の廃止理由についてみると、令和6年度は272世帯の廃止がありました。その主な理由は「死亡」92世帯、「転出」40件となっています。

高齢者世帯が多いことから、死亡による廃止が多くなっています。身寄り等なく親類等からの支援を得られない況にある保護世帯については、葬祭扶助の申請に繋がる場合もあります。

「その他」による廃止81件には、保護の辞退や資産活用によるもののほか、葬祭扶助のみ受給するケースなどが含まれています。

「働きによる収入の増・取得」、「働き手の転入」、「仕送りの増加」及び「社会保障給付金の増加」による廃止、いわゆる経済的自立で廃止となった世帯は44件で、全体の16.18%となっています。

表8 保護廃止の理由別状況

(単位：世帯・人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	世帯	人員									
傷病の治癒	世帯主	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	世帯員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡	82	82	103	103	99	99	108	108	92	111	
失踪	4	4	5	5	3	3	2	2	3	3	
働きによる収入の増・取得	22	36	18	27	19	27	26	37	38	47	
働き手の転入	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
仕送りの増加	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	
社会保障給付金の増加	9	10	8	14	4	6	12	13	5	6	
親類・縁者等の引き取り	14	16	8	12	7	8	8	10	10	12	
施設入所	7	7	1	1	2	2	8	12	2	2	
医療費の他法負担	7	7	3	3	3	3	4	4	0	0	
その他	42	65	33	55	50	66	80	109	81	100	
転出	58	67	61	67	57	79	56	79	40	56	
合計	249	301	240	287	245	294	304	374	272	338	

3. 生活保護の扶助別推移

(生活保護法 国負担：3/4、市負担：1/4)

生活保護は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助、就労自立給付金と救護施設等に支払われる施設事務費などからなっています。平成20年4月1日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を生活保護法の規定等により支援給付が実施されることになりました。生活保護費や支援給付費は、国が3/4、市が1/4の負担で賄われています。

本市の生活保護費等の推移は令和2年度から4年度は約40億円で推移し、5年度は約43億円、6年度は約42億円で推移しております。

表9 生活保護費等の扶助別比率の推移 (各年度末 単位：円・%)

	令和2年度	比率	令和3年度	比率	令和4年度	比率	令和5年度	比率	令和6年度	比率	
保 護 費	生活	1,250,507,852	30.94	1,236,152,529	30.73	1,209,437,774	30.04	1,224,216,267	28.17	1,186,546,051	28.20
	住宅	618,523,338	15.30	624,519,777	15.52	622,452,562	15.46	634,738,645	14.61	629,546,701	14.96
	教育	23,576,112	0.58	20,795,664	0.52	17,408,249	0.43	15,668,282	0.36	13,966,350	0.33
	介護	123,885,009	3.06	126,687,052	3.15	127,431,431	3.17	118,236,457	2.72	110,596,167	2.63
	医療	1,987,071,112	49.16	1,980,084,121	49.22	2,011,823,077	49.97	2,313,167,185	53.24	2,223,538,503	52.85
	出産	2,928,960	0.07	1,267,450	0.03	237,355	0.01	0	0.00	773,280	0.02
	生業	13,358,344	0.33	11,528,932	0.29	8,876,850	0.22	8,915,704	0.21	8,166,044	0.19
	葬祭	6,235,235	0.15	7,236,933	0.18	12,538,178	0.31	11,210,155	0.26	12,191,783	0.29
	就労自立給付金	1,286,146	0.03	778,361	0.02	607,434	0.02	928,068	0.02	1,448,487	0.03
	進学準備給付金	1,400,000	0.03	800,000	0.02	1,900,000	0.05	500,000	0.01	1,500,000	0.04
計	4,028,772,108	99.67	4,009,850,819	99.67	4,012,712,910	99.67	4,327,580,763	99.60	4,188,273,366	99.55	
施設事務費等	10,621,090	0.26	10,586,679	0.26	11,019,610	0.27	13,715,828	0.32	14,224,860	0.34	
小計	4,039,393,198	99.93	4,020,437,498	99.94	4,023,732,520	99.94	4,341,296,591	99.91	4,202,498,226	99.89	
支 援 給 付 費	生活	1,449,952	0.04	1,422,546	0.04	1,378,176	0.03	1,363,520	0.03	1,341,982	0.03
	住宅	471,000	0.01	595,000	0.01	456,000	0.01	672,000	0.02	476,000	0.01
	医療	803,744	0.02	472,800	0.01	537,930	0.01	1,754,872	0.04	2,823,122	0.07
	介護	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	35,503	0.00
	小計	2,724,696	0.07	2,490,346	0.06	2,372,106	0.06	3,790,392	0.09	4,676,607	0.11
合 計	4,042,117,894	100.00	4,022,927,844	100.00	4,026,104,626	100.00	4,345,086,983	100.00	4,207,174,833	100.00	

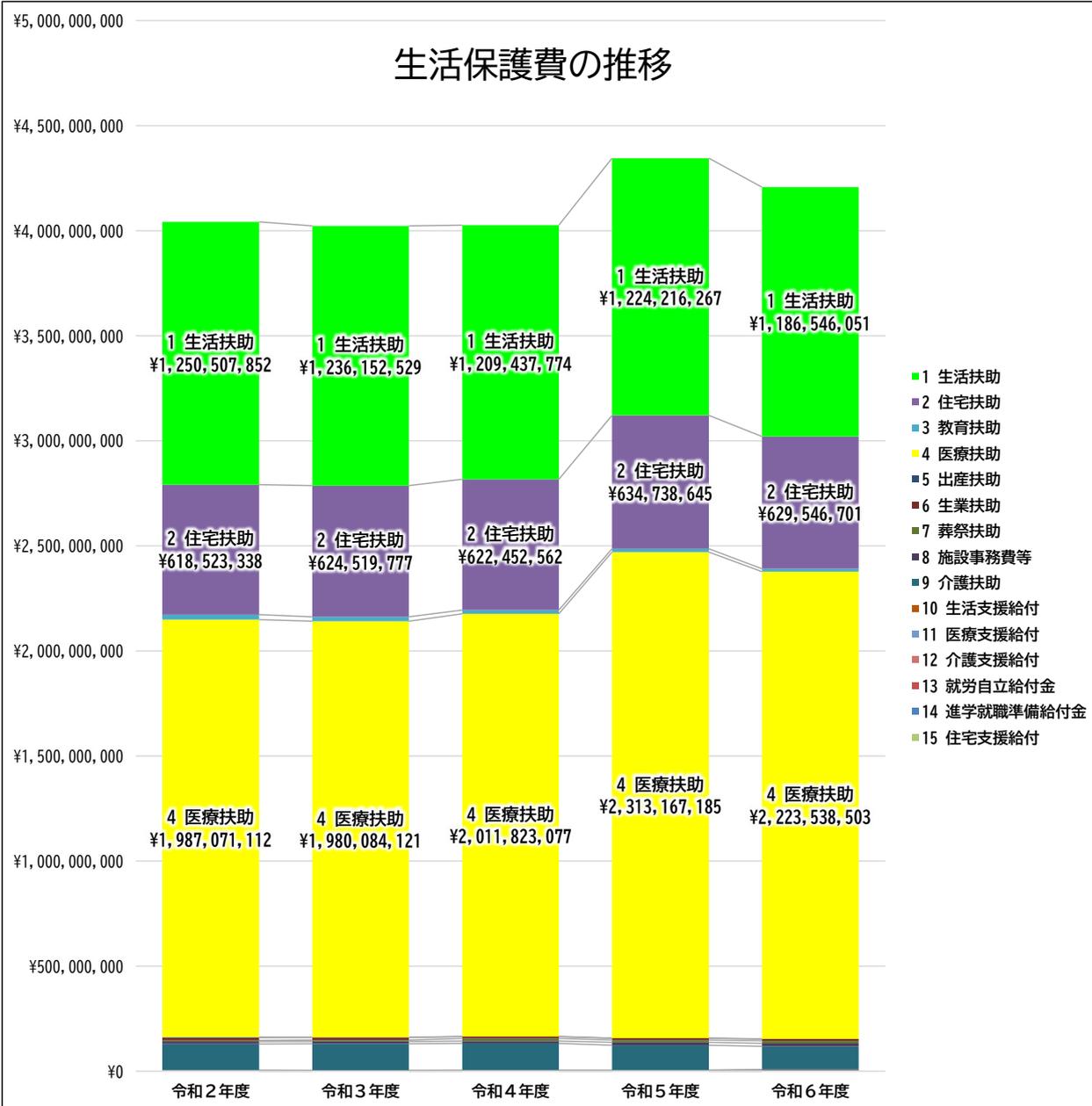
令和6年度の生活保護費等の総額は約42億円となっており、その中でも医療扶助費が約22億円と全体の52.85%であり、過半数を占めています。

令和2、3年度は大きな変動はありませんでしたが4年度に微増、5年度に大きく増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延による医療機関の受け控えや受診制限に伴い受診件数が一旦減少し、その後、感染状況改善に伴い受診件数が増加し増額に転じたものと分析しております。

本市の医療扶助では、入院費に窮して保護申請に至るなど病状が重症化した段階で保護開始となるケースも多く、これは、生活困窮状態で生計維持のために健康管理よりも就労を優先せざるを得ず、適切な医療を受けることが出来なかったことが背景にあると考えられます。

生活保護における医療扶助の適正化は全国的な課題であり、本市では「被保護者への受診勧奨」「電子レセプトを活用して重複受診・重複処方の対象者への指導」「自立支援医療等の申請に係る指導・補助」「社会的入院患者の退院促進」など、医療扶助適正化に係る事業を展開しています。

生活保護費の推移



4. その他

本市の生活保護について、地域別にはどうなっているかを示したのが、次の表10です。各地域の被保護世帯、被保護人員を世帯類型別に示しています。

表10 宜野湾市地域別被保護世帯数・人員・保護率（令和7年3月31日現在）

（単位：世帯・人・％）

	世帯数	人口	被保護世帯数	被保護世帯の内訳										被保護人員	保護率
				高齢世帯		母子世帯		傷病世帯		障害世帯		その他世帯			
				世	人	世	人	世	人	世	人	世	人		
野嵩1区	2634	5818	62	32	34	3	11	7	8	9	12	11	19	84	14.44
野嵩2区	424	764	32	22	26	1	2	4	4	2	2	3	7	41	53.66
野嵩3区	555	1076	38	28	30	1	1	4	4	1	5	4	9	49	45.54
普天間1区	534	949	34	17	19	2	4	8	10	3	5	4	10	48	50.58
普天間2区	294	549	39	22	23	1	11	5	5	8	2	3	5	46	83.79
普天間3区	980	1867	84	50	52	2	15	16	17	12	6	4	14	104	55.70
新城	1865	3757	86	47	51	5	13	12	13	12	15	10	21	113	30.08
喜友名	1646	3446	23	12	14	0	8	0	0	6	0	5	9	31	9.00
伊佐	2250	4190	82	48	58	4	14	8	8	12	11	10	20	111	26.49
大山	3744	7876	64	30	33	2	9	14	14	9	6	9	20	82	10.41
真志喜	3482	7644	32	7	8	3	7	10	10	5	11	7	13	49	6.41
宇地泊	2137	4517	49	17	19	6	7	15	15	7	15	4	5	61	13.50
大謝名	2848	5610	105	62	69	5	23	12	15	15	22	11	18	147	26.20
嘉数	2488	5314	32	22	24	0	5	2	2	4	0	4	6	37	6.96
真栄原	4545	9805	168	80	86	16	30	25	30	23	45	24	48	239	24.38
我如古	4406	8699	209	111	120	4	35	42	45	34	12	18	44	256	29.43
長田	4838	10108	55	30	30	1	17	8	8	14	4	2	3	62	6.13
宜野湾	3225	6306	252	115	125	5	59	47	47	54	12	31	47	290	45.99
愛知	2820	6344	104	57	64	6	15	15	24	13	15	13	27	145	22.86
中原	2556	5393	53	34	35	5	2	4	4	2	18	8	23	82	15.20
※法第73条			46	24	24	0	15	7	7	15	0	0	0	46	
施設入所			10	3	3	0	1	1	1	1	0	5	5	10	
宅老所			254	242	242	0	12	0	0	12	0	0	0	254	
長期入院			7	3	3	0	4	0	0	4	0	0	0	7	
グループホーム等			141	29	29	0	58	33	33	58	0	21	24	144	
合計	48,271	100,032	2,061	1,144	1,221	72	378	299	324	335	218	211	397	2,538	25.37

※法第73条とは、居住地がないか、明らかでない被保護者。宅老所とは有料老人ホームを含めた高齢者が入居する住宅。

※保護率の地域ごとの偏りは複雑な要因で生じますため、原因や傾向は一概には判断できません。

例えば、家賃が低廉で住居を確保しやすい地域であれば受給者が多くなる傾向がありますし、その地域の人口が少ないうえに受給者数が少数でも統計上の受給率は高く算定されます。

5. 生活保護の課題と展望

本市における令和6年度末の生活保護率は25.37%、世帯数2,061世帯となっており、令和6年度中に289世帯が生活保護を開始しています。その主な理由としては傷病によるものが開始総数の約29.41%を占めており、病気やケガで働けなくなり収入が得られない状況が見られます。

高齢者世帯の傾向としては、無年金者の方や年金を受給していてもそれだけでは生活の維持が困難な方、子や親族から援助が得られない高齢者などが多く見受けられます。

働ける年齢層が多い「その他世帯」については、離職・失業後になかなか再就職できない、失業後の生活を一時的に維持するほどの預貯金が無いなどの現状があります。不安定で少ない収入では経済的に生活が成り立たず、貯蓄も困難で、リストラ等の失業は即生活困窮に陥る状況が伺えます。

高齢化社会の進展は今後も続くことが確実であることから、高齢者世帯に対する生活保護の需要は今後も増加していくことが予想されます。